

第6章

環境の評価と公表等

- 1 環境の評価と公表
 - 2 市の環境配慮行動の推進
 - 3 環境の保全及び創造に向けた指針
-
-

1 環境の評価と公表

(1) 評価と公表

基本条例では、横浜の環境の状況や、環境管理計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、公表することとなっています。この年次報告書は、分かりやすい形で発信し、市民・事業者などの主体的な行動につなげていくことが重要です。

そこで、基本政策や基本施策の方針に基づく取組の状況や「達成の目安となる環境の状況」、市民の環境に関する意識調査の結果などから、横浜の環境の状況を総合的な視点でとりまとめ、環境創造審議会に報告してご意見をいただいた上で、年次報告書としてまとめ、広く公表します。また、年次報告書の内容を、各施策や関連する個別計画の施策の実施主体にフィードバックし、次年度以降の取組に活用していくことで、環境政策のより一層の総合的・横断的な推進につなげていきます。

なお、情報共有の速度を高めることで、その後の取組へ迅速に反映していくことが可能であると考えられることから、近年急速に発展しているICTの活用についても検討していきます。また、環境の状況について蓄積したデータのオープンデータ化を進めます。

(2) 計画の推進体制

市民・事業者・横浜市などで構成される既存の協議会等を活用して、計画の着実な推進を図ります。また、横浜市役所では、関係区局長で構成する環境管理計画推進会議など庁内横断的な組織を活用しながら、計画を総合的・効果的に推進します。

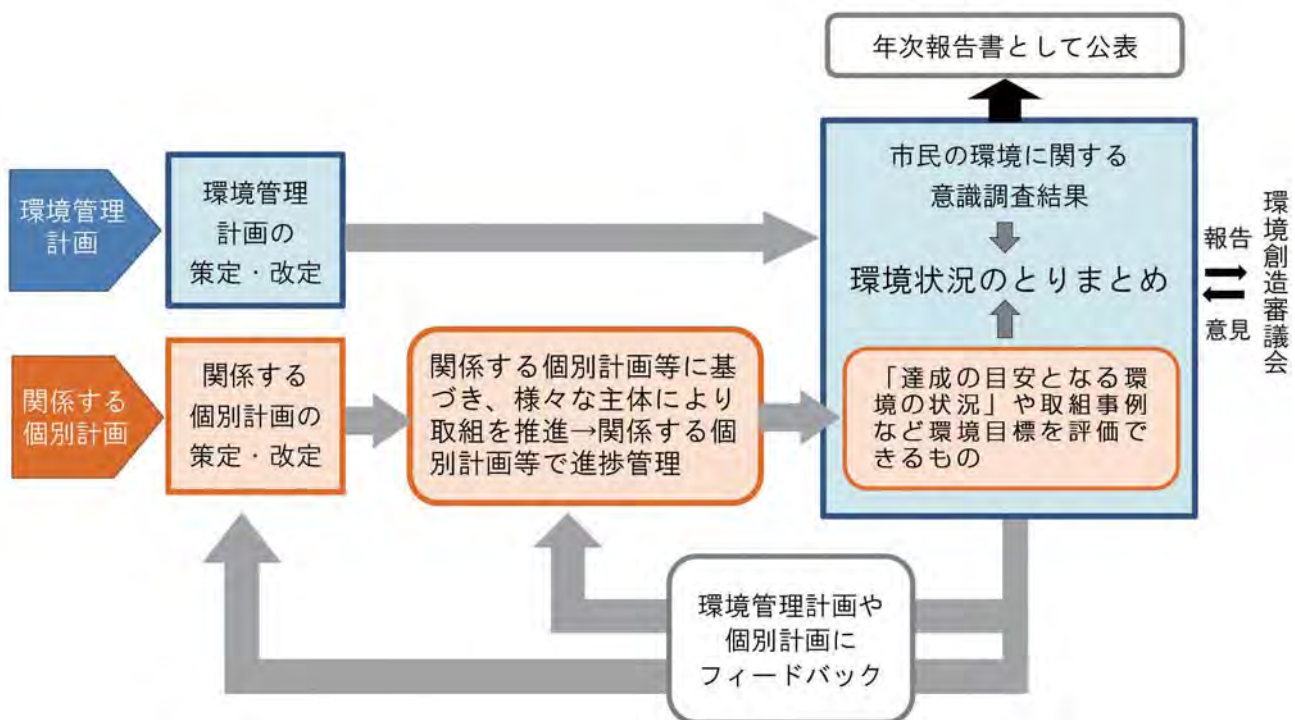


図 環境の状況評価の手順

表 「達成の目安となる環境の状況」 一覧

第5章に掲げた基本施策	達成の目安となる環境の状況
地球温暖化対策	温室効果ガス排出量の削減
	エネルギー消費量の削減
生物多様性	多様な動植物などの生き物の生息・生育環境の保全の推進
	市民が、身近な自然や生き物にふれあい、楽しむ機会の増加
	生物多様性に配慮した行動を自らとる市民や企業等の増加
水とみどり	みどりの総量（緑被率）の維持、向上
	緑地保全制度による樹林地の指定拡大
	水循環機能の事業推進
都市農業	市民・企業等と連携した地産地消の推進
	市内産農畜産物の購入機会の拡大
	農景観を良好に維持する活動の推進
	様々な市民ニーズに合わせた農園の開設支援
資源循環	総排出量（ごみと資源の総量）の削減
	ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスの排出量の削減
	更なる3Rの推進による最終処分量の削減
	産業廃棄物の適正処理指導を徹底
	市内各地域の特性に合わせた市民・事業者との連携による取組の推進
生活環境	環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成
	光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする
	生物指標による水質評価の目標達成率を100%にする
	市民の生活環境に関する満足度の向上
	生活環境の保全につながる環境行動の推進
環境教育・学習	環境行動を実践する市民等の増加

【達成の目安となる環境の状況】

- 基本施策ごとに定めた、「2025年度までの環境目標」の達成状況の評価するための指標です。
- 項目に応じて、定量的又は定性的な評価をしていきます。
- 「2025年度までの環境目標」は、第5章の各施策の記載を参照してください。

2 市の環境配慮行動の推進

横浜市役所は、市内最大級の温室効果ガス排出事業者であるなど、庁内の事務及び事業により生じる環境負荷が市域の経済社会に与える影響が非常に大きいため、率先して環境配慮行動を推進しています。この取組状況を発信し、市内の市民・事業者の主体的な環境配慮行動の拡大につなげていきます。

● 横浜市環境マネジメントシステムの運用

横浜市環境マネジメントシステムでは、省エネルギーの推進、3Rの推進、ペーパーレスの推進といった日常の事務事業活動における環境負荷の低減や、生物多様性への配慮といった環境行動について、環境全般に関する研修の実施等を通じて、職員一人ひとりの知識の向上や環境に配慮した行動の継続的な改善を推進します。

● 温室効果ガス排出量の削減

横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）に基づき、省エネ診断等を活用した施設管理の実施や公共施設のLED化の推進、次世代自動車の導入拡大など、エネルギー消費量の削減効果が高い取組や、ヨコハマ3R夢プランの推進、下水処理方式の省エネ化検討など、各事業の特性を生かした取組を実施します。

● グリーン購入の推進

「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」及び「横浜市グリーン購入の推進を図るための調達方針」に基づき、eラーニングによる担当職員への研修を実施し、グリーン購入調達率100%に向け取組を推進しています。また、市の率先した取組を環境省やグリーン購入ネットワークが主催するフォーラムなどで発信し、市民・事業者等の環境に配慮した物品等への需要転換を促します。

● 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

庁内において排出されるごみの削減については、「市役所ごみゼロ」の推進により、職員への分別・ごみ減量に関する共通ルールの周知や3R・適正処理の徹底を図ることで、ごみの減量・リサイクルに取り組めます。

コラム

「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」

横浜市が行う事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減のための措置等を取りまとめたものであり、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に定める「地方公共団体実行計画（事務事業編）」に位置付けられる法定計画です。

2030年度の排出量を2013年度比で30%削減する目標を掲げ、以下の5つの取組方針に基づき取組を推進しています。

- ① 運用対策の徹底
- ② 公共建築物の新築・改修等における対策
- ③ 再生可能エネルギーの導入拡大
- ④ 自動車等における温室効果ガス削減対策の推進
- ⑤ 一般廃棄物処理事業、下水道事業など各主要事業の特性を生かした取組の推進

表 温室効果ガス排出量の事業別削減目標

(単位：万 t-CO₂、基準年度比%)

区 分	基準年度 (2013)	2016年度 実績	2021年度		2030年度		
			目標 排出量	基準 年度比	目標 排出量	基準 年度比	
総排出量	91.6	93.7	85.7	▲7%	64.1	▲30%	
庁舎等 ^{※1}	17.3	16.3	16.1	▲7%	12.3	▲29%	
主要 事業	一般廃棄物処理事業	32.8	36.1	29.1	▲11%	19.1	▲42%
	下水道事業 ^{※2}	18.1	17.1	16.9	▲7%	13.4	▲26%
	水道事業	6.8	6.3	6.1	▲10%	4.4	▲36%
	高速鉄道事業 ^{※3}	5.0	6.2	5.6	12%	4.6	▲8%
	自動車事業	3.4	3.4	3.4	▲1%	3.2	▲5%
	教育事業 ^{※4}	6.1	6.6	6.3	3%	5.1	▲17%
	病院事業 ^{※5}	2.1	1.9	2.2	3%	2.0	▲5%

※1 「庁舎等」の範囲は、主要事業以外の庁舎・施設等、公用車（主要事業に含まれない車両等を含む）。

※2 「下水道事業」は2016年度以降に導入された下水汚泥燃料化施設稼働による電気量増加の影響を含む目標を設定。

※3 「高速鉄道事業」は2015年7月以降に実施した快速運転導入などによる運行本数増加の影響を含む目標を設定。

※4 「教育事業」は2021年度までの学校の床面積の合計が増加となる影響を含む目標を設定。

※5 「病院事業」は2020年度に開院予定の市民病院再整備事業による施設拡大の影響を含む目標を設定。

3 環境の保全及び創造に向けた指針

(1) 基本的な考え方

横浜市が目指す将来の環境の姿を実現するためには、本計画に基づき、横浜市が率先した取組を推進するのみならず、市民生活や事業活動を営む上で、市民や事業者が環境行動を自らの意思で実践することが重要です。事業活動等の実施に当たっては、関連する法令等の遵守が大前提となりますが、より良い環境の保全及び創造に向けて、さらに積極的な環境への配慮を行うことが期待されます。

ここでは、法令等の遵守を踏まえた上で配慮すべき環境に関する基本項目を、「環境の保全及び創造に向けた基本的事項（以下「基本的事項」という。）」として整理しました。市民・事業者・横浜市は共通認識を持ち、協働・連携して基本的事項の内容に配慮します。

(2) 各指針を活用した環境の保全及び創造の推進

横浜市では、具体的な環境への配慮を促す手段として、様々な指針を定めています。

具体的には、「横浜市環境影響評価条例」において、事業者が事業の計画立案にあたり環境影響について配慮するための「横浜市環境配慮指針」を定めています。

また、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」において、事業者が実施する環境への負荷の低減に係る取組を支援するための「環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）」など、多くの指針を定めています。そのため、環境管理計画では具体的な指針の内容を定めず、これらの指針の適正な運用などにより、より実効性のある環境行政の推進を目指します。

表 環境の保全及び創造に向けた基本的事項

考え方	基本的事項	配慮すべき内容
地球温暖化対策の推進など、地球環境への負荷の低減	地球温暖化・省エネルギー等	エネルギーの合理的・効率的な利用等、地球温暖化の防止・緩和・適応するための配慮
	地球環境等	オゾン層破壊、酸性雨等、地球規模的影響に対する配慮
生物多様性や水循環、緑の創出など、身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動植物の生息・生育環境など、生物多様性の保全・再生及び創造に対する配慮
	みどり	緑の保全・創造に対する配慮
	水循環	水源の保全、河川・海域の流量・流路等及び周辺地域の地下水かん養機能への影響に対する配慮
安心して快適に生活できる生活環境の保全	省資源	資源を合理的・効率的に利用するための配慮
	廃棄物等	一般廃棄物及び産業廃棄物等の発生の抑制、再生利用及び減量化の促進、二次公害の発生に対する配慮
	大気汚染	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす大気汚染物質の発生に対する配慮
	水質汚濁	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす水質汚濁物質の発生に対する配慮
	土壌汚染	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす土壌・地下水汚染物質の発生に対する配慮
	騒音	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす騒音の発生に対する配慮
	振動	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす振動の発生に対する配慮
	地盤沈下	生活環境等に影響を及ぼす地盤沈下の発生に対する配慮
	悪臭	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす悪臭の発生に対する配慮
	ヒートアイランド	都市化に伴う気温の上昇に対する配慮
*具体的な対応策については、今後検討が必要な事項	低周波音	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす低周波音の発生に対する配慮
	電波障害	テレビ、ラジオ等の受信に影響を及ぼす電波障害の発生に対する配慮
	日照障害	生活環境、農作物等に影響を及ぼす日照障害の発生に対する配慮
	風害	生活環境等に影響を及ぼす局地的な風害の発生に対する配慮
	光害等	生活環境及び動植物の生息・生育環境に及ぼす光害の発生に対する配慮
	バイオハザード	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす遺伝子組換え生物等の漏えい・排出に対する配慮
	電磁界	人の健康又は生活環境等に影響を及ぼす10kHz未満の漏えい電磁界に対する配慮
快適な地域環境の確保	安全	自然的・人為的災害に対する配慮
	地域社会	地域分断、交通安全等、地域生活環境への影響に対する配慮
	景観	自然景観(地形を含む)、地域景観(色彩を含む)、眺望等の保全・創造に対する配慮
	文化財等	有形文化財、史跡・名勝・天然記念物、埋蔵文化財等の文化財及び名木・古木等に対する配慮

※ ここでは、法令等の遵守を踏まえた上で配慮すべき内容を記載しています。

※ ここに記載した基本的事項は、前計画で示していた項目を、本計画の施策体系を踏まえて再整理したものです。事業活動等の種類によっては、ここに記載していない新たな項目についても配慮する必要があります。

